

39歳以下又は県外からの移住者の方を対象に 奨励金及び補助金を交付します！



— 花巻市若者世代等空き家取得奨励金等 —



花巻市では、花巻市空き家バンクから空き家を取得し、居住した39歳以下又は県外からの移住者の方を対象に、予算の範囲内で奨励金及び補助金を交付します。

対象者の要件

1. 自身で居住するために、花巻市空き家バンクに登録している空き家を取得し、かつ、当該住宅の所有権登記(同居する方との共同名義を含む)時点において、39歳以下である方又は県外からの移住者
2. 当該住宅に居住している方に市税の滞納がないこと
3. 当該住宅に5年以上、継続して居住する意思があること

※「空き家取得」とは、花巻市空き家バンクに登録している空き家を購入し、かつ、当該住宅の所有権登記(同居する方との共同名義を含みます)をすることをいいます。

※「移住者」とは、岩手県外から花巻市に転入してきた者で、次のいずれかに該当し、かつ5年以上定住する意思を有する者をいう。

ア. 市内に転入し住民登録した日から2年以内に空き家取得し、当該空き家の所在地に住民登録していること。

イ. 市内に空き家取得した日から2年以内に当該空き家の所在地に住民登録していること。

奨励金

39歳以下又は県外からの移住者の方が、自身が居住するために、空き家を取得した場合に奨励金を交付します。

奨励金額：30万円(ただし、同一の建物に対して1回限り交付します。)

若者世代 空き家 リフォーム 補助金

39歳以下の方が、空き家を取得し、リフォームした場合に補助金を交付します。

補助金上限額：40万円(ただし、同一の建物に対して1回限り補助金を交付します。)

- 補助率：ア. 花巻市内の事業者等を利用し、リフォームを行った場合
上記の限度額内で全額補助
イ. 花巻市外の事業者等を利用し、リフォームを行った場合
上記の限度額内で2分の1を補助

※県外からの移住者(一部要件あり)の方が、空き家を取得し、リフォームを行った場合は、本補助金とは別の補助金(定住促進住宅取得等補助金)をご利用いただけます。

奨励金 (子育て加算)

奨励金を交付してさらに、申請者が子育て世帯で、空き家を取得し、リフォームした場合に加算されます。

奨励金額：20万円(加算)

※「子育て世帯」とは、申請者が18歳未満の子(18歳未満に達する日以降の最初の3月31日までにある子どもと妊娠中の胎児を含む)と同居する世帯のことをいいます。

申請書類・申請期限等については裏面をご確認ください！

提出書類

- 花巻市若者世代等空き家取得奨励金等交付申請書
- 交付対象住宅に居住している方の住民票の写し(生年月日、続柄を省略しないもの)
- 交付対象住宅の建物登記簿の全部事項証明書
- 交付対象住宅に居住している方全員の納税証明書(花巻市税の滞納がないことを証する書面)
- 交付対象住宅の売買契約書の写し
- 交付対象住宅のリフォームに要した経費の領収書の写しなど内訳の分かる書類
- 母子健康手帳の写し(18歳未満の子が胎児であって、子育て世帯に該当する者に限る)
- 誓約書
- その他市長が必要と認める書類

申請期限

空き家を取得した日(所有権登記が完了した日)もしくは対象となる空き家に住民登録した日のいずれか遅い日から**6ヵ月以内**(リフォームを行った場合は**12ヵ月以内**)

金額等の決定

請求

申請内容を確認したのち、交付決定通知書により金額等を申請者へご連絡いたします。

交付決定通知書を受け取ってから、30日以内に必要事項を記入し請求書を提出してください。

他の補助金等との併用

花巻市定住促進住宅取得等補助金(一部要件あり)と花巻市子育て世帯住宅取得奨励金と併せて交付を受けることができます。

※詳しくは以下QRコードをご確認いただくか、お問い合わせください。

定住促進住宅取得等補助金
についてはこちらから↓



子育て世帯住宅取得奨励金
についてはこちらから↓



移住・定住に関する情報は
こちらから↓

花巻市移住定住ポータルサイト
「いいトコ花巻」



お問い合わせ

申請

花巻市地域振興部定住推進課

〒025-8601

岩手県花巻市花城町9-30

TEL 0198-41-3516

MAIL teiju@city.hanamaki.iwate.jp

